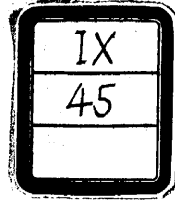


戦後教育資料

IX-45



昭和二十五年十二月二十二日

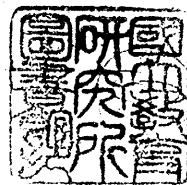
9-3
2-3

行政事務再配分に関する勧告

地方行政調査委員会議

天野 283

IX-45



昭和二十五年十二月二十二日

地方行政調査委員會議議長 神戸 正雄

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

参議院議長 佐藤 尚武 殿

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

地方行政調査委員會議設置法中三條の規定に基き、市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整等に関し採るべき措置を別紙の通り勧告する。

正誤

才二十三頁才十行と才十一行の間に次の字句をそへ入する。

「その実施にあつては、府県單位に委員会を設けて、地方の實情に即した具體化の方法を調査研究することゝが適當であらう。」

序

総論

第一 行政事務再配分の基本方針

一 行政事務再配分の原則

二 国と地方公共団体との間における事務の配分

三 府県と市町村との間における事務の配分

第二 国と地方公共団体との関係

一 国と地方公共団体との基本的な関係

二 地方公共団体に対する国の関与

三 国の出先機関

四 府県と市町村との関係

第三 行政事務再配分の実施上の問題

一 地方公共団体の事務の拡充とその合理的能率的处理

二 地方公共団体の規模の合理化

三 地方公共団体間における協力関係の促進

四 地方財政制度の再検討

五 実施の時期及び経過的措施

各論

第一 教育行政

第二 民生行政

第三 衛生行政

第四 労働行政

第五 農業行政

第六 林野行政

第七 水産行政

第八 商工行政

第九 運輸行政

第十 土木行政

第十一 その他行政

七二

七九

序

当会議は、地方行政調査委員會議設置法に基いて、昨年十二月二十六日に設置された。同法は、シヤウプ使節團の勸告の趣旨を尊重しこれを具体化するため制定されたのであつて、同法第三条は、当會議が、「地方自治を基盤とする市町村、都道府県及び国相互間の事務の調整等に関する計画につき調査立案し、その結果を内閣及び内閣を経由して国会に勸告すべきことを規定している。

シヤウプ使節團による勸告は、直接には、わが国における国及び地方をつうずる税制の改革のためになされたのであるが、根本的には、日本國憲法に定めてゐる地方自治の原則を更に實質的に充實發展させる上に必要であると認められる一連の措置を勸告してゐるのである。憲法の定める地方自治の原則は、憲法の根本原則たる國民主權に基づく民主的体制を地方行政の部面に採り入れるとともに、これによつて國の民主的政治体制の基礎を培養しようとするものである。地方行政調査委員會議設置法が、當會議の調査立案が「地方自治を充實強化して國政の民主化を推進するためになされることを規定しているのは、當會議の立案する計画がこのような憲法の精神を具体化するための改革案

として考えられてゐることを明らかにしている。

當會議は、本年一月初會議を開いて以來、會議を重ねること七十余回、慎重に調査審議を進めて来た。その間、各方面の意見を徴するとともに、必要に応じ市町村及び府県の実態調査も行ひ、また、アメリカの事情も視察した。當會議の立案する改革案は、いわゆる地方分権の方向をめざすものであり、アメリカにおける各種段階の行政機關間の事務の配分がわが國の新しい國と地方公共団体との間の關係を考える上に参考となる点が多くなかった。もつとも、しばしば最近のアメリカにおいては、むしろいわゆる中央集權化の傾向があるとの議論も耳にするのであるが、アメリカにおいては、もともと徹底した地方分権の地盤の上に今日の行政機能の能率化の要求が生じて来たのであつて、その現象をそのまま直ちにわが國に移して来ることについては、慎重に検討しなればならぬと考える。當會議は、地方分権の方向は堅持しつつ、今日のわが國の社會經濟情勢及び各種の行政事務の実態に即して、中央と地方との間に新たな共同關係をうち建てることをめざして、ここに市町村、都道府県及び國相互間における事務の配分の調整（この勸告においてはわが國の行政事務の再配分という。）についてその計画の大綱

を勧告することにした。

ここに勧告する事項を実施するに伴って更に必要とされる幾つかの補足的措置については、引き続き調査研究を進めて、後日勧告する予定である。

総論

第一 行政事務再配分の基本方針

一 行政事務再配分の原則

行政事務再配分の計画の立案にあたり、当会議の従うべき一般的原则として、シマウパ報告書は、次の三つの原則をあげている。

ノ あたう限り又は実行できる限り、三段階の行政機関の事務は明確に区別して、一段階の行政機関には一つの特定の事務がもつぱり割り当てらるべきである。そうしたならば、その段階の行政機関は、その事務を遂行し且つ一般的財源によつてこれをまかなうことについて全責任を負うことになるであらう。

ニ それぞれの事務は、それを能率的に遂行するため、その規模、能力及び財源によつて準備の整つていないずれかの段階の行政機関に割り当てられるであらう。

三 地方自治のためにそれぞれの事務は、適当な最低段階の行政機関に与えられるであらう。市町村の適当に遂行できる事務は、都道府県又は国に与えられないという

五

意味で、市町村には第一の優先権が与えられるであらう。第二には、都道府県に優先権が与えられ、中央政府は、地方の指揮下では有効に処理できない事務だけを引き受けることになるであらう。

六

第一の原則は行政責任明確化の原則、第二の原則は能率の原則、第三の原則は地方公共団体優先及び市町村優先の原則ともいうべきものである。当会議は、この三原則を一般的指針として、まず国と地方公共団体との間における事務配分の方針を考え、つぎに府県と市町村との間における事務配分の方針を検討した。

二 国と地方公共団体との間における事務の配分

(一) 国と地方公共団体との間における事務配分の調整は、その事務の性質上、当然国の処理すべき国の存立のために直接必要な事務を除き、地方公共団体の区域内の事務は、できる限り地方公共団体の事務とし、国は、地方公共団体においては有効に処理できない事務だけを行うこととすべきである。

(二) この原則から、国の事務とすべきものは次のようになる。

ノ 国の存立のために直接必要な事務

2 政策上全国的規模において総合的に行う企画に関する事務

3 府県の区域をこえる事務で府県においては有効に処理できない事務及び地方公共団体の区域に無関係な事務

4 全国的見地から地方公共団体の意思にかかわらず統制しなければならない事務
5 権力的作用を伴わない国民に利便を供するための施設で、地方公共団体の行うことが著しく非能率且つ不適当なもの、その他のものについては、国と地方公共団体とある程度重複して行うことはさしつかえない。もつとも、この場合において、国は地方公共団体の創意を損しないようにすべきである。

右の方針により現在の国の事務を極力整理し、国の事務とすべきものは、おおむね次のような事務に限定すべきである。

- 1 外交に関する事務
- 2 幣制に関する事務
- 3 国の組織及び財政に関する事務
- 4 司法及び行刑に関する事務
- 5 海難審判に関する事務
- 6 国家警察及び海上保安に関する事務
- 7 郵便、電信電話、電波監理及び航空保安に関する事務
- 8 専売に関する事務
- 9 貿易及び検疫に関する事務
- 10 全国的な統計調査及び測量に関する事務
- 11 国土総合開発計画に関する事務
- 12 国の直轄する河川、道路、林野、土地改良事業等に関する事務
- 13 国有鉄道及び国営保険に関する事務
- 14 国立の大学、博物館、図書館、試験研究施設、検査施設、医療施設及び福祉施設に関する事務
- 15 航行、気象及び水路に関する国の施設に関する事務
- 16 重要な文化財の保護に関する事務
- 17 無体財産権に関する事務

18 度量衡の基本に関する事務

19 麻薬取締に関する事務

20 労働基準及び全国的規模における労働関係の調整に関する事務

21 医師、薬剤師等の試験及び免許に関する事務

22 遠洋漁業に関する事務

23 銀行業、保険業、鉱業、電気事業、地方鉄道及び軌道事業、海上運送事業等の監督に関する事務

24 重要な船舶及び船員に関する事務

25 公正取引の確保に関する事務

26 食糧管理、物資及び物価の統制に関する事務

27 農地制度及び漁業権制度の改革に関する事務

28 公職適否資格審査、覚書該当者の動静観察、外国人登録、解散団体、賠償等に関する事務

29 引揚者の応急援護に関する事務

(三) 国の事務として配分されるものの以外のすべての事務は、地方公共団体の事務とすべきである。

三 府県と市町村との間における事務の配分

(一) 市町村は、住民に直結する基礎的地方団体であるから、地方公共団体の事務とされるものは、原則として市町村に配分するという方針を採るべきである。

(二) 府県は、その地域的範囲において市町村を包括する関係にあるという意味において、次のような事務が府県に配分されるべきである。

1 市町村の区域をこえて処理しなければならない事務

2 市町村で処理することが著しく非効率又は著しく不適当である事務

(三) (一)及び(二)に掲げる方針を個々の事務に適用するにあたっては、それらの事務の内容を詳細に検討する必要があると同時に、市町村の能力の実際上の差異が充分に考慮されなければならない。その能力の差異に依りて、大都市、市及び町村の間に、おいて事務配分上いかなる差異を認めるべきかについては、各論において述べるが、大都市については、更に総合的に現行制度上の扱い方について検討を加える必要が

あると考えるので、これについては、引き続き研究する予定である。

第二 国と地方公共団体との関係

一 国と地方公共団体との基本的な関係

今日いかなる国家においても、近代的な経済機構の発達したところでは、国と地方公共団体とは複雑な網の目で結ばれているのであって、市町村又は府県が孤立してその活動を維持することはほとんど不可能となっている。したがって、地方公共団体の行う行政であつて、なんらかの意味で国家的な影響をもち、又は国民的関心の対象とならないものはないといつても過言ではない。

しかし、国家的影響があり、国民的関心の対象となるといふことは、直ちにその行政が、あるいは国民の身近かにおいて処理され、あるいは個個の地方の独特な必要と問題をよく知っている小さな単位によつて処理されることを意味するものではない。すなわち、今日の国家においては、一方において、国家的影響がますます大となり国民的関心がますます強まると同時に、他方、ますます国民の身近かにおいて、国民が容易に監視し又は理解することが可能な方法において、国民の意思の

十一

もとに周密に行われなければならない種類の行政が増大して来ているのである。ここに事務再配分の複雑さと困難とがある。また、その事務がたんに国家的影響があり、又は国民的関心の対象となるというだけの理由で直ちに国の事務とすることができないゆえんがある。

十二

このような状況のもとにおいては、国と地方公共団体とは対立的に考えられるべきではなく、国も地方公共団体も、事務の種類と性質とに応じて、機能を分ちつつ一つの目的に向つて共同することは当然であるといわなければならない。問題は——国又は地方公共団体のみが処理すべき少数の事務を除いて——国と地方公共団体との双方の利害に關係のある多数の事務について、国と地方公共団体とがどのような形で協力しつゝ最大の効果をあげるようにするか、ということである。

この点に關し、シヤウブ便節団の「能う限りまたは実行できる限り、三段階の行政機關の事務は明確に区別して一段階の行政機關には一つの特定の事務が専ら割り当てらるべきである。そうしたならば、その段階の行政機關は、その事務を遂行し且つ一般財源によつてこれを賄ふことについて全責任を負ふことになるであらう」という勸

告は、当会議が事務の再配分を検討し立案するにあつても、重要な指針となつたことは、前述の通りである。国家的にも影響があると同時に国民の身近なにおいてその意思により処理されるべきでない多数の事務について、従来は、国の事務という建前を採り、地方公共団体又はその機関にその一部を委任しその処理を義務づけるとともに国は指揮監督権を行使するという方法が採られていた。しかし、このような方法のもとにおいては、国、府県又は市町村などの單位に責任があるかが不明確であり、その結果国民がその支拂った税金がいかんして有益且つ貴重な行政の形をなして自己に帰つて来るかを理解することを不可能にしていた。したがつて、今回の事務の再配分にあつては、国と地方公共団体とが共同しつついかんして責任の明確化を図るかという点に重点が置かれたのであつて、ここに新しい国と地方公共団体との關係が確立されるべきではないやうなことがある。すなわち、

一 市町村又は府県の責任とされた事務については、市町村又は府県は、それを遂行し且つ自らの財源によつてこれをまかなうことについて全責任を負うべきであつて、国は、従前のやうにその成否について後見的な配慮や愚念をなすべきではない。し

十五

したがつて、このような事務については、これまでのやうに国がいかなる監督権を行使する必要もないわけである。

二 しかし、このやうにして地方公共団体の事務とされたものであつても、なんらかの意味で国家的な影響をもち、又は国民的關心の対象となつてゐるものがあるから、国が主として情報公開し、援助若しくは助言又は勧告を与え、著しい不均衡を調整し、最低水準の確保を図る等のことを必要とする場合も考えられる。但しこの機能はあくまで好意ある援助であり、サーヴィスであつて、権力的な監督であつてはならない。

三 同時に国の責任とされた事務の処理を地方公共団体に委任することができる場合は、必要やむをえない最小限度にとどめ、地方公共団体が国の代行機關として働く範囲を極力縮小すべきである。このような事務については、事務の責任者たる國が経費の全額を負担し、責任達成に必要な範囲の監督権を保留することは必要であらうが、監督の方法はつとめて合理化されなければならない。

なお、国と地方公共団体との基本的な關係は、地方自治法のうち、明記すべきであ

ニ、地方公共団体に対する国の関与

(一) 地方公共団体の事務に対する関与

ノ 当該地方公共団体又はその住民のみに関係があり、他の地方公共団体に対する影響も国家的影響も少ない事務については、国は、原則として、関与すべきではない。法律によつて基準を定め又は処理を義務づけることはもとより、非権力的な関与をすることもできないものとすべきである。他の地方公共団体に関係のある場合でも、その影響するところが局所的なものについては、なるべく関係地方公共団体が相互に協議して解決することと望ましく、協議がとれない場合にはじめて、国が、関係地方公共団体の請求をまつて調整又はあつせんを行うこととすべきである。

地方公共団体の事務で国家的影響のあると認められるものについても、法律により地方公共団体に処理を義務づける事務はなるべく限定し、地方公共団体のその活動の言わば限界線において真に自由——活動の際明確に責任をもつて前進

五

六

しようが、また後退しようが自由——であるならば地方自治は現実のものとなり得るのであるとしたシヤカが使節団の勸告の趣旨を尊重すべきである。どのような事務を、どのような形で行うかという発意は、地方公共団体が自ら行うことが望ましいのであつて、法令では、必要な最小限度において主として最低限度の水準を定める程度にとめるべきであらう。これまで、わが国においては、どのような種類の行政が必要でありどのような方法で行政を行うべきかの認定は、ほとんどすべて国のなすところとこれ、法令と補助金とによつてその処理が地方公共団体に義務づけられて来たのであるが、将来においては、地方公共団体がその発意に基いて開始した事務について国が必要な援助、勧奨又は調整を行うという建前に改められることが望ましい。

地方公共団体が事務の処理を怠る場合、又はそのやりかたが適切でない場合等の弊害は、本来当該地方公共団体の住民が選挙若しくは各種の直接請求制度の手段を通じ、又は世論の喚起により批判し、是正すべきである。法秩序の維持は、最終的には司法制度によつて保障するものとし、国は、性急な関与を戒め、住民

の自主的な批判の喚起をまつ寛容さをもつべきであらう。

又 国の地方公共団体に対する関与の方法としては、許可、認可、承認、命令、取消、変更、代執行等のいわゆる権力的な監督は、原則として、これを廢止すべきである。

国が指導又は勧告をする前提として地方公共団体から必要な報告を求めることは、各論に特に明記していない場合であっても、統計調査を除き、一般にさしつかえないものとする。(統計調査については各論第十一を参照されたい。)情報、の公開、援助、助言、模範條例の提示等地方公共団体の意思を拘束することの少ない方法は、法律の根拠がなくても、また、各論に特に明記されていない場合においても行うことができるとするが、監査及び勧告は、法律の根拠がなければ行うことができないものとする。なお、国は、地方公共団体の監査委員に対し監査を依頼する制度を活用すべきである。

国家的必要が特に大きいと認められる事務について、別紙に述べる一定の手続によつて国が地方公共団体の行為の取消、変更又は代執行をすることができるとする場

十八

合及び戸籍の訂正の許可のような特殊の公証行為で地方住民の意思により左右する余地のないものについて例外的に許可を行うことができると認めた。これらの方法は、各論に明記されている事務について、その範囲内においてのみ認められるものであり、他の事務に拡張して適用すべきものではない。なお、補助金の交付されている事務については、補助金が支配のために濫用されることを避けるべきである。

(二)

国の事務で地方公共団体に委任して行うもの

各論においては、委任に二つの方法を区別し、一はいわゆる機關委任、他は委託とした。

ノ 機關委任

国の責任とこれら事務を地方公共団体の機關に委任して行うことは、極力避けるべきであるが、ただ三の三において述べるような場合には、認められてよい。しかし、この場合においても、その事務の処理のために地方公共団体に経費を負担させることは絶対に避けなければならぬし、また、その監督の方法を合理化

することが必要である。なお、機関委任の認められる事務の範囲は、地方自治法等において明記し、将来無制限に増されることのないようにすべきである。

二 委託

国の營造物に関する事務については、国は、地方公共団体との契約により地方公共団体に事務の一部を委託することができるとする。しかし、この場合にかいて、地方公共団体には受託の義務はなく、国の監督権は認めない。

三 国の出先機関

国の出先機関については、次のように措置すべきであると考える。

- 一 公共職業安定所のように、その所掌する事務が地方公共団体に移譲されたものは、国の出先機関としては廃止されることは当然であり、通商産業局のようにその所掌する事務の一部が地方公共団体に移譲されたものは、その機構を縮小すべきである。
- 二 国の事務として留保されたものは、原則として国の機関で処理すべきものであるが、国会議員の選挙、国の行方指針統計調査、食糧管理のように地方公共団体の事務と密接な関係を有するものについては、地方行政の円滑なる運営、住民の利便等を

十九

を考慮し、出先機関を設けないで地方公共団体に委任して行うことが望ましい。

- 三 覚書該当者の動静観察、解散団体等に関する事務のように地方公共団体の事務と関係の薄いものについては、国の出先機関を設けることはさしつかえない。

- 四 地方公共団体の事務と関係はあつても、健康保険のような国営事業については、出先機関を設けることはさしつかえない。

四 府県と市町村との関係

府県は、市町村に対し上級の地方公共団体たる地位にあるものではないが、その地域的範囲において市町村を包括する関係にあることに基き、国と市町村との間の連絡にあたり、市町村間の著しい不均衡の調整を行うことができるものとし、市町村に対する府県の関係は、地方公共団体に対する国の関係の例に準ずる。

第三 行政事務再配分の実施上の問題

- 一 地方公共団体の事務の拡充とその合理的能率的処理
行政事務再配分の結果増大する地方公共団体の事務について、その合理的能率的処理を期待するため、左の事項について考慮することが必要である。

ノ 義務的処理を要求する事務を限定すること

行政事務の再配分の結果地方公共団体の事務とされたものについては、その義務的処理を建前とするものは、極力これを限定しなければならない。もとより、憲法が保障する国民の最低生活を維持するために不可欠な行政については、その処理は義務づけられなければならないことはいうまでもないが、その他ものについては、地方公共団体の発意と努力とによって処理されるように考慮すべきである。

ス 事務処理方式の簡単化と明確化

地方公共団体に移譲される事務は、行政の目的を達成するための必要最小限度の処理を確保することを目的として、できる限り、その事務処理の手続及び方法を簡単に、且つ、明確にすることが必要である。いうまでもなく平均的な地方公務員の執務能力にとつて充分に処理可能な状態であることが、行政事務の能率的運営に必要であるからである。しかし簡単化、明確化の要求は、行政の内容の充実、すぐれたサービス提供を排除する意図ではなく、能力のある地方公共団体においては、移譲事務の進歩した処理方式について配慮することが望ましいのである。

三

三

更に、この点に関連して、事務処理機構についても、全国画一的に、たとえば行政委員会制度の採用を要求し、専門職員の設置を強制することは、適当でない。むしろ、地方公共団体の責任において事務の合理的能率的処理に即する組織を選択できる余地を与えることが適当であると考ええる。ただ、事務の性質上特に高い技術的能力を要求され、あるいは、国民の理解が充分に徹底しない事務そのものの地方公共団体に充分に同化されていないものについては、必要最小限度の規制をする、とけむをえたいものと考ええる。

三 地方公務員制度の確立

拡充された地方公共団体の事務の円滑な処理は、地方公務員の資質を向上し、有能な人材が進んで地方公務員となるような措置を講ずることによって、はじめから期待できるのである。地方公共団体の事務の拡充に伴って、民主的且つ能率的な近代的地方公務員制度を確立することが是非とも必要である。

二 地方公共団体の規模の合理化

行政事務の再配分を実施するにあたってつぎに考慮すべきことは、再配分後の行政

事務を能率的に処理するために地方公共団体の規模を合理化することである。

府県の規模についても、行政事務の合理的能率的処理の観点からその合理化を図ることは必要であるが、今回の行政事務再配分の方針が、府県よりも市町村に優先権を認め、強力な市町村を造ることをめざしたので、当会議としては、まず市町村——特に町村の規模について一応の標準を提示することにした。

町村は数にして約一万二百、平均人口は五千余人（この平均人口に達しない町村が全体の約六六％）にすぎないのであって、現状においても、既にその事務処理が円滑に行われているとはいへないものが多い。当会議としては、諸種の資料を総合的に判断した結果、規模の著しく小さい町村については、おおむね人口七、八千程度を標準として更に次のような点を検討の上その規模の合理化を図るべきであると考えた。

1 人口と面積との関係について充分配慮すること。人口密度の高い地方を除いては、あまりに広大な面積の農村を設置することは、かえって住民の役場への距離を遠くし、また、教育施設等について能率的な経営を困難とする事情もあることを考慮する必要がある。

三三

三四

2 学校、土木、農業改良、社会福祉、公衆衛生、国民健康保険、消防のような町村における重要な事務について個個に、それぞれその能率的な処理を可能とする規模を検討し、それらに共通する規模を擇り、それをこえるものについては、組合その他による共同処理を考慮すること。

3 町村職員の最も能率的且つ経済的な定員配置を可能ならしめる規模を考慮すること。

4 都市と農村とはその産業形態の異なるに依りてそれぞれその機能に異なるものがあるため、農村の都市への編入については、その利害得失を慎重に比較衡量すること。

5 右の外、一つの自治体を形成する基本的な要件として住民の共同意識を培養することができるといふかを考慮すること。

なお、山間へき地や離島にある町村のように明らかに規模の合理化の余地の存しないものについては、その町村の能力をこえる事務について府県が代って処理するような道も考慮しなければならぬであろう。

三 地方公共団体間における協力関係の促進

現在、地方自治法によれば、地方公共団体における事務の共同処理方式として事務の共同処理のための組合（法二八四—二九三）と施設の共同利用（法二一〇、二一（一））が認められている。

第一の地方公共団体の組合は、一部、簡単な事務の共同処理についても、組合管理者及び組合議会が必置の機関とされているために、経費の節約及び事務の能率的処理の立場から見ても、地方公共団体間の共同処理方式として最も適当なものである。かような疑問である。第二の施設の共同利用においては、経営主体を一市町村とし、他の市町村は利用の委託及び経費の分担をすることとされている。当会議は、組合とこの施設の共同利用との中間的組織、すなわち経営を共同にしつつ複雑な組織を必要としない方式を創設することによって、小町村においても移譲事務を有効に処理しうる道が開かれるのではないかと考える。更に事務の性質によつては、事務処理の調整、均衡の保持等を図るため、関係地方公共団体の協議会を設置することも必要であろう。当会議は、この種の地方公共団体の協力関係の促進が事務配分の実施の上にはきわ

三五

三六

めて必要である点にかんがみ、この種の新たな協力方式の創設を期待するものである。

四 地方財政制度の再検討

責任の所在と経費の負担は、原則として一致しなければならない。したがって、各論において各行政事務について市町村、府県及び国の三段階の責任が明確となるに伴い、その責任とされた事務の処理に要する経費は、それぞれ市町村、府県又は国が自ら負担すべきである。もとより、市町村又は府県にあらたに事務が移譲されるに伴つて、地方公共団体の財源を再検討する必要がある。これについては、引き続き調査研究を行う予定であるが、さしあたりは地方財政平衡交付金制度等の運用によつて、できるだけ右の原則を貫くことが望ましい。

地方公共団体の事務とされたものに対する国庫補助金の交付は、各論に述べる河川、道路、砂防等の工事（いわゆる公共事業補助金であるが、補助対象は相当限定する必要がある）又は災害救助、失業対策事業等について交付されるものを除き、昭和二十六年度においては、さきに当会議が勧告した国庫補助金制度等の改正に関する勧告に従うべきである。また、各論において地方公共団体の機関に委任することを適当とさ

れる事務については、国は、これに要する経費の全額を交付しなければならぬ。

五 実施の時期及び経過的措置

この勧告による行政事務再配分の実施は、なるべく昭和二十六年頃から行われるべきである。ただ、義務教育関係の教職員費の負担の切り替えは、昭和二十七年頃から実施することが適当であろう。

なお、当会議は、市町村の規模の合理化が積極的に促進されることを期待するが、これが実現されるまでの一定期間は、その事務であるとされているものを処理することの困難な事情を存する町村については、暫定的に、府県が補完的にその事務の全部又は一部を処理することとする必要がある。しかし、このような経過的措置は恒久化されることのないようにしなければならぬ。また、それが関係市町村の要請に基づいて開始されるように配慮されなければならない。

三三

各論

- 一 以下総論に述べた方針に従い、個々の事務について、具体的措置を勧告するが、地方公共団体の行政に特に影響の少ないもの及び現状を著しく変更する必要の認められないものについては、おおむね記述を省略したので、これらのものについては、総論の方針に従い又は各類似の事務について勧告したところを参照して措置すべきである。
- 二 以下府県とあるのは、原則としては、東京都及び北海道を含むものとする。
- 三 東京都及び北海道について考慮すべき特例は、後日勧告することとする。
- 四 地方公共団体における法務を処理するための機構の整備は、必要と考え検討中であり、その具体的措置については、後日勧告する。

第一 教育行政

一 学校教育

(関係法令) 教育基本法、教育委員会法、国立学校設置法、学校教育法、教育公務員特例法、教育職員免許法

一 国立大学は、なるべく府県又は五大市に移譲することとし、残存する国立大学については、適宜統合し、また、公立大学については、必要により組合を設ける等の方法によりその内容の充實を図ることとする。

二 高等学校の教育に関する事務は、府県又は五大市の責任とし、その経費は府県の負担とするが、市町村(五大市を除く。)がその事務を行い、経費を負担することを妨げない。盲学校、ろう学校、養護学校についても同様とする。但し、電波学校のような特殊なものについては、国がこれを設置し、管理し、及び経費を負担することとを妨げない。

三 中学校及び小学校の教育に関する事務は、市町村の責任とし、その経費は、市町

村の負担とする。但し、国は、教職員の諸給与、学校施設の基準等を定める等により、義務教育の必要最低限度の水準を維持する方途を考慮するものとする。

4 市町村教育委員会は、市は必置とし、町村は任意とするが、相当規模の組合を設ける等の方法により設置することと望ましい。教育委員会を設置しない町村については、教職員の任免その他の人事、教科内容及びその取扱、教科書の採擇等に関する事務は、府県教育委員会がこれを行うこととする。この場合においては、町村に人事の内中権を認める等の措置を講じて関係町村の意見を府県教育委員会に反映する方途を講ずるものとする。

5 法律で定める学校設置、学級編成、教科書検定その他の基準は、最少限度にとり、教育委員会が地方の実情に即し自主的に決定をする余地を多からしめるものとする。

二 社会教育

(関係法令) 教育基本法、教育委員会法、社会教育法、図書館法、社会教育に関する事務は、市町村の責任において行うもので、府県は、市町村にお

いて処理することの不適当な事務を第二次的に行い、国は基準の作成及び地方公共団体に對する助言指導のみを行うものとする建前を、更に明確にすることが望ましい。

第二 民生行政

一 生活保護

(関係法令) 生活保護法、民生委員法、社会福祉主事の設置に関する法律

1 生活保護は、市町村の事務とする。

2 保護の基準は、地域差を加味して法律で定め、消費者物価指数等の導入により物価水準の変動等のを反映せしめるようにする。保護施設の設置運営に関する基準も、できるだけ法律で定めることが望ましい。

3 府県及び市に法律で定める資格を有する専門職員を置き、府県の専門職員は、町村の行う保護の実施に對する技術的指導に当るものとし、保護の実施が有効適切に行われるようにする。

4 保護施設は、府県及び市町村が設置する建前とするが、保護の実施を保障するに

め、府県は、所要の施設につき設置義務を負うものとする。公益法人の設置する保護施設については、府県が必要を監督する。

5 国は、地方公共団体に対し、報告の徴取、技術上の援助及び必要な勧告を行うことが出来るものとする。

6 保護に関する不服の申立は、第一次に府県、第二次に国が裁決する。

7 民生委員は、市町村が委嘱し、保護の実施に協力させるものとする。

二 児童福祉

(関係法令) 児童福祉法

1 妊産婦の保健指導並びに助産施設、母子寮及び保育所への入所措置は、市町村の事務とする。

2 精神薄弱児、盲ろう児等の特殊児童の保護、その他に掲げる以外の福祉措置は、鑑別等相当高度の技術を要し、且つ、対象が局限されてゐる点にかんがみ、これを府県及び児童相談所を設置する市の事務とする。府県は、右の特殊児童に対して採った措置を関係市町村に通報することとする。

三三

三四

3 右に対応して福祉施設の設置も、助産施設、母子寮及び保育所については市町村、精神薄弱児施設、盲ろう児施設等については府県がそれぞれ行う建前とするが、府県は所要の施設につき設置義務を負うものとする。

4 国及び地方公共団体以外のものの設置する児童福祉施設の監督は、右の二介に従つて府県又は市町村が行う。

5 児童福祉施設の設備運営等に関し、現在主務大臣が定めてゐる各種の基準は、でざるだけこれを法律で定める。

6 府県及び希望する市は、児童相談所を設置し、法律で定める資格を有する専門職員を配置して児童の資質の鑑別等に当らせ、必要に応じて市町村の実施する事務に対する技術的指導を行わせるものとする。

7 国は、地方公共団体に対し報告の徴取、技術上の援助及び必要な勧告を行うことが出来るものとする。

8 福祉措置に関する不服の申立は、市町村の措置に対しては第一次に府県、第二次に国、府県の措置に対しては国が裁決する。

協力させるものとする。

三 社会保険

補償保險法、國民健康保險法

各種保険の保険者は、現行通りとする。

任し、公共職業安定所で取り扱わせるものとする

務とする。

県の区域をこえる組合及び連合会については、国、その他のものについては、国の指

理するに希望したい。

四 災害救助

（關係法令）
災害救助法

する建前とする。

連絡協力の機関として設置する。

り、国は、府県に対して他府県への応援を命じうることとする。

るものとする。

災害救助基金の制度は、実情に即するように再検討すべきであるが、なるべく府果の自主的運営に任せることが望ましい。

第三 衛生行政

一 保健所

(関係法令) 保健所法

保健所は、人口十万人以上の市は単独で設置すべきものとし、その他の市町村は、おおむね人口十万人の地域を基準として単独で、もしくは組合によって、又は他の市町村への委託の形式で、設置するのが適当である。

前記のいかなる方法によっても保健所を設置することが、困難な市町村の地域については、府果が保健所を設置し、保健所の機能と密接な行政権限を行う。

保健所の施設については、法律で一定の基準を定め、保健所をあらたに設置しようとする場合には、あらかじめ国に届け出るものとし、国は、設置方法等につき技術上の助言指導を行うものとする。

三七

三八

環境衛生監視員、食品衛生監視員その他の監視員（と畜検査員を含む。）は、法律でその資格を定め、保健所を有する地方公共団体のみに置く。

保健所は、住民の指導及び予防防疫等に関する市町村への協力を建前とすべきであり、特に府県立保健所が管内市町村の監督行政庁とならないように留意することと要する。

二 環境衛生

(一) 営業規制

(関係法令) 興行場法、公衆浴場法、旅館業法、理容師法、クリーニング業法

興行場等の監督は、保健所を有する地方公共団体の事務とする。営業の施設基準は、必要がある場合法律で最低限度を定めるところと定める。

(二) 環境規制

(関係法令) 水道條例、下水道法、汚物掃除法、伝染病予防法第十六條の二、墓地埋葬等に関する法律、屠場法、へい獣処理場等に関する法律
環境規制は、市町村の事務とし、次のように措置する。

(イ) 上水道及び下水道の設置は、市町村の任意とするが、かくとも市は必置とすることが望ましい。

(ロ) 汚物掃除及びぬすみ、ごみ虫駆除は、市町村の義務とする。但し、汚物掃除については法律で定める相当程度の施設を設けなければならないものを市に限ることが出来る。

(ハ) 保健所を有しない市町村が墓地、火葬場、と場、へい獸処理場等を設置し、又はその設置を許可するにあつては、府県の意見を聞くものとする。

エ 伝染病発生時において、市町村がその責任に属するぬすみ、ごみ虫駆除の履行を怠り、且つ、その影響が当該市町村の区域をこえて著しく拡大すると認められる場合、府県は、当該市町村に駆除命令を發し、なおこれを履行しない場合には、代執行を行う。

オ 上水道、下水道、と湯等の施設基準及びと湯の検査基準は、法律で定める。

(三) 食品規制

(関係法令) 食品衛生法、有毒飲食物等取締令

ノ 国は、食品、器具等の規格、基準及び標示の要領を定め、特別用途標示の許可を行う。

ニ 検査施設は、法律で定める基準に従い府県が設置すべきものとする。

ハ 公衆衛生上特に重視すべきものとして国の指定する営業については、法律で施設基準を定め、これらの営業に対する監督は、保健所を有する地方公共団体が行う。

三 予防防疫

(一) 伝染病予防

(関係法令) 伝染病予防法、予防接種法、狂犬病予防法、厚生省設置法

ノ 伝染病及び狂犬病の予防は、国及び府県に留保されるものを除き、市町村の事務とする。但し、流水の使用制限、畜犬の移動制限等当該市町村のみではその目的を達しえない処分を行うにあつては、府県に協議するものとする。

ニ 伝染病院の設置及び船舶、汽車、電車等の検査は、府県の事務とする。但し、一府県の区域をこえて移動する船舶、汽車、電車等の検査について、国は、府県

の要請に応じて協力しなければならない。

3 法定外伝染病及び狂犬病伝ばく動物の指定、全国的な予防計画の樹立並びに予防接種の実施基準の設定は、国の事務とする。

4 伝染病まん延に際し、市町村から要請があり、且つ、緊急やむをえないと認められる場合に、府県は、市町村に対し他市町村への応援を命じうるものとする外、市町村がその責任に属する事務の履行を怠り、且つ、その影響が当該市町村の区域をこえて著しく拡大する虞のある場合に、防疫措置、臨時予防接種又は狂犬病予防法による臨時予防注射の実施を命じ、なおこれを履行しない場合には、代執行を行う。府県の事務についても、国は、右と同様の条件の下に同様の関与を行うものとする。

5 国の出先機関たる駐在防疫官事務所は、これを廃止する。

(二) その他の疾病予防

(関係法令) 癩予防法、結核予防法、性病予防法、寄生虫病予防法、トウモロコシ予防法、精神衛生法

1 癩の予防は府県、その他の疾病予防は市町村の事務とする。

2 結核療養所、性病病院及び精神病院は、府県が設置すべきであるが、癩療養所のみは、国が設置することとする。

3 法定外寄生虫病及び精神衛生鑑定医の指定は、国の事務とする。

四 医療業務

(一) 医療機関

(関係法令) 医療法、厚生省設置法

1 医療機関(あん摩師等の施術所を含む。)の監督は、保健所を有する地方公共団体、事務とする。

2 病院、診療所及び助産所の施設基準及び従業者の員数の標準は、法律で定める。

3 現在厚生省の管理する国立病院は、特殊病院等を除き、なるべく地方公共団体に移譲する。国立療養所のうち結核療養所は、全国的結核対策の樹立された後に地方公共団体に移譲する。

(二) 医療関係者

(関係法令) 医師法、歯科医師法、歯科衛生士法、保健婦助産婦看護婦法、あん摩はりきゆう柔道整復等営業法

1. 医師、歯科医師、保健婦、助産婦及び甲種看護婦の試験及び監督は、国の事務とする。保健所を有する地方公共団体は、これらの者の監督上必要な事項を国に連絡するものとする。

2. 歯科衛生士、乙種看護婦、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験は府県、その監督は保健所を有する地方公共団体の事務とする。地方公共団体の行う免許の取消等の処分については、申請に基づき中央の審議会において再審査するみちを考慮すべきである。

3. 医療関係者の資格、試験及び養成機関の指定の基準は、法律で定めるところとし、養成機関の指定は、それより前述した試験実施者が行う。

(三) 薬事

(関係法令) 薬事法、毒物劇物営業取締法

1. 薬剤師については、医師と同様に取り扱う。

2. 毒物劇物を取り扱う営業者の置くべき事業管理人については、歯科衛生士と同様に取り扱う。

3. 医薬品、毒物劇物、用具及び化粧品製造業者、輸入販売業者、販売業者並に薬局開設者の監督は、保健所を有する地方公共団体の事務とする。製造業者等の登録の基準は、法律で定めらる。

4. 公定書に収められていない医薬品及び日本標準規格に合しない用具の製造の許可、抗菌性物質、その製剤、生物学的製剤等の基準の設定並に毒物劇物の指定は、国の事務とする。

5. 検査施設は、法律で定める基準に従い府県が設置すべきものとし、高度の技術を要するものを除き、医薬品等の検査又は検定を行う。

(註) 衛生行政のすべてをいう。国は、地方公共団体に対し報告の徴取、助言及び必要な勧告を行うことができ、また、検査施設及び医療施設は、府県が設置すべき建前とするが、国及び市町村がこれを設置することを妨げない。

第四 労働行政

一 職業安定

(関係法令) 職業安定法

ノ 職業安定は、府県の事務とし、現在の国の出先機関たる公共職業安定所を府県の機関に改める。

ニ 公共職業補導所は、府県が設置経営に当るものとする。但し、身体障害者を対象とする特別の公共職業補導所は、その性質上、国がこれを設置経営することを妨げない。

三 職業安定機関以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者の供給事業の監督に關し府県が重要な処分を行うにあつては、あらかじめ地方職業安定審議会に諮問しなければならないものとする。

四 労働力の需給調整を図るため、重要な労働市場地域を中心として全国を数個の区域に分ち、各区域ごとに、関係府県の連絡協議会を設置することとが適当である。

五 公共職業安定所の位置、管轄区域及び施設、公共職業補導所の規模、補導種目等

置

要

については、法律で基準を定める。

六 国は、報告の徴取、技術上の援助及び必要な勧告を行うのを建前とするが、法の実施を確保するため特別の必要がある場合に限り、府県の処分に対して、別紙に述べる手続を経て、その取消又は変更を行うことができるとする。

二 労働基準

(関係法令) 労働基準法

労働基準法の実施に關する事務は、現行通り、国の責任において国の機関で行われべきである。

三 緊急失業対策

(関係法令) 緊急失業対策法

ノ 全国的失業対策計画の樹立は、現下の経済的、社会的、状況にかんがみ、国の責任として全国的視野に立つて行われるべきであるが、その計画に基づく失業対策事業の実施については、国の外、府県、市町村もそれぞれが事業主体となることとが適当である。

又 国は、地方公共団体が行う失業対策事業につき、全国的失業対策計画の遂行上必要は最小限度の調整及び財政上の援助を行うことを妨げない。

第五 農業行政

一 土地改良（開拓を除く。）

（関係法令） 土地改良法

ノ 土地改良事業は、市町村もこれを行うことができるとする。

又 数人共同して土地改良事業を行う者に対する主務大臣の監督は、廃止し、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）に対する国の監督は、国営土地改良事業の受益者をもつて組織する土地改良区、他の府県の区域内における土地又は水の利用に重大な影響のある事業を行う土地改良区及び府県の区域をこえる区域を地区とする土地改良区に対するものに限定するものとする。

3 国営土地改良事業は、原則として数府県の区域にわたるものに限定するが、一府県の区域内におけるものであつても、多大の工費と高度の技術とを要するものにつ

四三

四二

いては、国営で行うことができるとする。

4 国は、国営以外の土地改良事業についても、国土資源の総合的且つ効率的な開発、治山治水、他産業との調整等のため、必要な勧告をし、技術上の指導及び助言を与えることができる。

二 開拓

（関係法令） 自作農創設特別措置法、土地改良法、開拓者資金融通法、開拓者資金融通特別会計法

ノ 地元増反は、市町村の事務とし、一府県の区域内において行う入植は府県の事務とし、都道府県間において行う入植は、国の事務とし、開拓通地の選定、開拓計画の樹立、建設工事の施行、増反者及び入植者の選衡、営農の指導等についても、右の区分に従つて責任の帰属を明らかにするものとする。但し、未墾地の買収、売渡及び強制譲渡については、三の例による。

又 地元増反及び府県の責任において行う開拓についても、国は、国土資源の総合的且つ効率的な開発、治山治水、他産業との調整等のため、開拓計画の調整上必要な

勧告をし、技術上の指導及び助言を与えることが出来る。

3 府県又は国の責任において行う開拓についても、入植地市町村又は府県の自治運営を阻害しないように当該地方公共団体の意思を反映する措置を講ずるものとする。

4 右の方針により開拓に関する法令の整備を行うものとする。

三 自作農創設及び農地関係の調整

（関係法令） 自作農創設特別措置法、自作農創設特別措置法施行令、自作農創設特別措置法施行規則、自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令、自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令、自作農創設特別措置特別会計法、農地調整法、農地調整法施行令、農地調整法施行規則、小作調停法

1 農地及び牧野の買収及び売渡に関する事務は、国の責任とし、現行通り府県知事府県農地委員会、市町村農地委員会等に事務の一部を委任することが出来るものとする。

2 農地関係等の調整（小作調停を除き、農地及び牧野の強制譲渡を含む。）に関する

四

五

る事務は、府県の責任とし、その事務の執行については市町村農地委員会に協力させることが出来るものとする。但し、国は、法令で農地の価格、小作料の額、農地の移動及び潰廢の制限等について一定の基準を定める外、勧告又は助言を行い、必要があるときは別紙に述べる手続を経て、府県及び市町村の機関の処分を取り消し、若しくは変更を命じ、又はこれに代るべき処分を行うことが出来るものとし、府県の機関の行爲に対する事前の承認は、廃止する。

四 牧野

（関係法令） 牧野法

1 牧野管理規程については、国は、法律で一定の作成基準を定める外、国土保全のため必要があるときは、勧告を行い、別紙に述べる手続を経て府県又は市町村の牧野管理規程について取消、変更又は代執行をすることが出来るものとし、主務大臣又は府県知事の認可は、廃止する。

2 保護牧野については、保安林について勧告するところと同一の原則によるものとする。

五 農業協同組合

（関係法令） 農業協同組合法、農業協同組合法第九十八條の規定による主務大臣の権限の一部を委任する政令

一 国の監督その他の権限は、府県の区域を地区とする農業協同組合（農業協同組合連合会を含む。以下同じ。）で信用事業を行うもの及び府県の区域をこえる区域を地区とする農業協同組合に対するものに限定し、その他の農業協同組合に関する事務は、府県の責任とする。

二 国は、一に掲げるものの外、農業協同組合の健全な発達に資するため、府県に対し技術上の援助、助言、情報の提供等を行うことができるとする。

六 農業災害補償

（関係法令） 農業災害補償法、農業共済再保険特別会計法

再保険事業は、現行通り国が行うものとし、事業運営のため必要な基準の決定並びに農業共済組合及び農業共済組合連合会に対する指導監督権は、国に留保するが、農業共済組合及び農業共済組合連合会に対する組織上の監督は、農業協同組合に準じて

五十一

府県の責任とする。

五十二

七 農業改良助長

（関係法令） 農業改良助長法

一 農業に関する試験研究は、国と府県が対等の立場で行うことができるとする。

二 農業に関する普及事業は、市町村が主体となり、府県及び国が技術上の協力をする事務とするが、昭和二十六年度中は、府県が主体となり、国が技術上の協力をする事務とする。

三 蚕糸業に関する普及事業は、府県が主体となり、国が技術上の協力をする事務とする。

八 防疫

（関係法令） 植物防疫法、病菌害虫防除用機具貸付規則、家畜伝染病予防法、家畜等の輸入停止に関する政令、動物用医薬品取締規則、蚕糸業法、蚕糸業法施行令、蚕糸業法施行規則

一 輸出入動植物検疫事務は、国の責任とする。

エノに掲げるものを除く外、植物防疫（指定種苗の検査を除く。）事務は、市町村の責任とし、府県及び国との関係については、伝染病予防の例による。

三ノに掲げるものを除く外、家畜伝染病防疫（蚕病の取締を防ごう令ハ。）事務は、府県の責任とし、国との関係については、伝染病予防の例に準ずる。

四 動物用医薬品の検査及び取締に関する事務は、府県の事務とする外、医薬品の検査及び取締に関する事務について勅告するところに準ずる。

九 家畜保健衛生所等

（関係法令） 家畜保健衛生所法、獣医師法、装蹄師法、家畜改良増殖法

一 家畜保健衛生所の設置及び運営は、府県の事務とし、主務大臣の承認及び業務令権を廢止する。但し、国は、法律で家畜保健衛生所の施設について一定の基準を定め、技術上の援助及び助言をすること及びするものとする。

二 獣医師に関する事務は医師について、装蹄師に関する事務は齒科衛生士について勅告するところと同一の原則による。

三 家畜人工授精師及び家畜人工授精所に関する事務は、府県の事務とする。

但し、国は、法律でその施設及び資格について一定の基準を定めるところとがでるものとする。

一〇 食糧管理

（関係法令） 食糧管理法、食糧管理法施行令、食糧管理法施行規則、食糧緊急措置令

食糧管理に関する事務は、一応現行通り国の事務とするが、次のような改正が考慮されるべきである。

一 離島又は山間地につき、主要食糧の管理に關し、特例を設ける場合及びく下又は僻地米麦等の管理に關し特例を設ける場合における主務大臣の承認は、廢止すること。

二 毎月、配給に関する実施計画における加工計画に対する主務大臣の承認は、廢止すること。

三 指定業者の指定は、法令の定める基準に従い、府県知事が行うものとする。

一一 農産種苗等の登録、検査、検定、格付等

(関係法令) 農産種子法、植物防疫法、家畜改良増殖法、蚕糸業法、主要食糧検査令、農林物資規格法、輸出生糸検査規則、国用生糸検査規則、農薬取締法、肥料取締法

1 種苗の検査及びそれに基づく処分、種苗の検査、蚕種の検査並びに桑苗の検査は、府県の責任とする。但し、国は、法律で一定の基準を定め、技術上の援助及び助言をすることができるものとする。

2 種苗の登録は、国の責任とする。

3 農薬の登録、検査及び取締並びに化学肥料(肥料取締法第四條第一項第一号から第三号までに掲げるものをいう。)の登録、仮登録、検査及び取締は、国の責任とし、化学肥料以外の肥料の登録、検査及び取締は、府県の責任とする。但し、国は、法律で一定の基準を定め、技術上の援助及び助言をすることができるものとする。

4 主要食糧についていわゆる買上検査は、国の事務とするが、その他の検査は、府県の事務とする。

5 1及び4に掲げるものを除く外、農林物資(輸出生糸及び蚕を除く。)の検査又

五五

五五

は格付け、府県の事務とする。国は、農林物資について規格を定めることはできるが、府県が当該物資について地方の実情に即した規格を定めることを禁止することはできないものとする。

6 商の検査は、現行通り府県の事務とする。

7 輸出生糸の検査は、国の事務とする。

二 卸売市場

(関係法令) 中央卸売市場法

1 中央卸売市場の開設は、市町村の事務とする。

2 国は、五大市の開設する市場その他国民経済上重要なものを指定して特別の規制を行うことができる。

3 中央卸売市場に対する主務大臣の広範な監督権は、廃止し、国は、これにより指定された卸売市場に関し、模範業務規程を作成し、並びに施設及び運営について必要な勧告をすることができるものとする。

第六 林野行政

一 森林一般

(関係法令) 森林法

／ 現行の施業業制度を全国的な基本計画、経営単位ごとの年次計画及び年度ごとの実施計画の三段階から成る計画に改めようとする案があるが、この案は、次の原則に従って作成されるべきである。

(1) 全国的な基本計画の編成は、国が国工計画その他全国的な必要を考慮して行い、経営単位ごとの年次計画及び年度ごとの実施計画の編成及び実施は、府県が責任とすること。

(2) 国は、府県が正当の理由なくして基本計画に違反したと認めるときは、別紙に述べる手続を経て取消、変更又は代執行をすることができるとすること。

保安林の配備を計画的にし、且つ、国と府県との間の責任の区分を明確にするため、十二種の保安林を整理し、保安林に関する制度を次のように改めるものとする。

(1) 基本計画において定める地域における保安林の編入及び解除は、国が関係府県

の意見を聞いて行うものとする。

前項の地域は、水害防備、水源かん養等国土保全上特に重要で、且つ、林業経

営の影響が数都府県以上にわたる部分に限定すること。

(2) (1)に掲げるものを除く外、保安林の事務は、府県の責任とするが、国は、法律で一定の基準を定め、技術上の指導及び援助をすることができるとすること。

(3) 地方森林令は、廃止すること。

土地の使用及び収用に関する事務は、府県知事に対するいわゆる機関委任事務とされているが、府県の事務に改める。但し、国は、法律で現行法程度の基準を定めることとができるものとする。

森林組合及び森林組合連合会に代るべき協同組合及びその連合組織については、農業協同組合と同一の原則によるものとする。

林野の火災防止については、林野の各所有者が第一次の責任を負うべきであるが、国有林野、府県有林野、市町村有林野、私有林野等にわたって総合的な防火計画を樹立し、相互に機動的に協力する必要があるため、次の措置を考慮する。

- (1) 消防に最終責任者たる関係市町村が関係林野所有者の意見を聞いて防火計画を定めたときは、関係者はこれに従わなければならないものとする。
- (2) 国及び府県は、林野の火災防止に関し、必要な情報を提供し及び技術上の援助をしなければならないこと。

二 国有林野

(関係法令) 国有林野法、国有林野事業特別会計法

1 国有林野の再編成のため中央及び地方に審議会を設置し、その委員には、地方公共団体の代表者をも加えることとする。

2 国有林野の再編成にあつては、市町村の必要を第一次に、府県へ必要を第二次に考慮して行うものとするが、国土保全上重要な地域にある林野で、地方公共団体が管理経営することが適しないものは、国有林野として存置することを妨げない。

3 国有林野については、なお、次のような措置により地方公共団体の必要との調整を図るものとする。

4 委託林野及び部令林は、訂正な契約関係に改めて存置すること。

五九

5 委託林野及び部令林の設置、国有林野への貸付、使用及び譲与その他国有林野の管理経営に地方住民の意思を反映させるため、おおよね経営単位ごとに民主的な諮問機関を設置すること。

六〇

6 国有林野所託市町村に対する交付金の額は、常に同一条件の私有林に対する固定資産税額を下ることができないものとする。

三 森林害虫の駆除予防

(関係法令) 森林法、松くい虫等その他の森林害虫の駆除予防に関する法律

森林病害虫の駆除予防に関する事務は、府県の責任とするが、植物防疫の例による。

四 造林及び治山事業

(関係法令) 造林臨時措置法

1 造林臨時措置法に基づく事務は、府県の事務とし、国は、法律で全国的に統一を保持するため必要な最小限度の基準を定め、必要な勧告を行うことができるものとする。

2 水害防備、水源かん養等国土保全上特に重要で、且つ、その影響が数府県にわた

る地域における治山事業は、国の責任とする。

3 石以外の地域における治山事業は、府県の責任とし、国は、技術上の援助及び助言をすること及びすることとする。

五 森林火災国営保険

(関係法令) 森林火災国営保険法、森林火災保険特別会計法

森林火災国営保険事業は、国の事務とするが、その事務の一部を府県知事及び市町村長に委託することによつておこなう。

六 林業技術普及事業

養蚕業に関する普及事業の例による。

七 狩猟

(関係法令) 狩猟法

1 国は、狩猟鳥獣の種類、捕獲の禁止及び制限の基準、狩猟免許又は登録の要件等一般的に定めをし、鳥獣の輸出証明に関する事務を行うものとする。

2 石以外の狩政事務は、すべて府県の事務とするが、国は、技術上の指導及び勧告

六五

六五

を行うこと及びすることとする。

第七 水産行政

一 漁業規制

(関係法令) 漁業法、漁業法施行法

1 漁業権制度の改革に関する事務(旧漁業権の全面的消滅及び新漁業権の全面的設定)は、国の責任とし、その事務の一部は、現行通り府県知事及び漁業調整委員会に委任して行うものとする。

2 漁業調整に関する事務については、次の通りとする。

(1) 遠洋漁業に関する事務は、国の責任とする。

(2) その他の漁業に関する事務は、府県の責任とし、漁業調整のため必要な規定は、関係漁業調整委員会の意見を聞き、條例で定め、主務大臣の認可は要しないものとするが、国が必要な勧告をすることはさしつかえない。

(3) 国は、瀬戸内海における府県間の調整のため必要な定めをなし、その実施を確

保するたふ必要な措置を採ることとすることとする。

(4) 前項に規定するものを除く外、国は、府県間の調整を必要とする場合において、府県に対し必要を勧告若しくは技術上の援助をなし、又は法令により操業期間、漁船の規模等について必要な制限を定めることとすることとする。

3 漁業調整委員会は、瀬戸内海連合海産漁業調整委員会を置き、府県の機関とし、主務大臣の一般的監督権は、廃止することとする。

二 漁船規制

(関係法令) 漁船法

1 漁船の建造調整に関する事務については、次の通りとする。

(1) 遠洋漁業に従事する漁船及び鋼製の漁船の建造調整に関する事務は、国の責任とする。

(2) その他の漁船の建造調整に関する事務は、府県の責任とするが、国は、これに關し一定の基準を定め、必要な報告を徴することとすることとする。

2 漁船の登録に関する事務は、府県の責任とするが、国は、これに關し一定の基準

を定め、必要な報告を徴することとすることとする。

三 漁港

(関係法令) 漁港法

現行漁港法の建前を、港湾の管理、運営について最大限の地方自治権を与える意図のもとに制定された港湾法の建前に改めることとするが、漁港の一般港湾に対する特殊性を併せて考慮することとする。

1 漁港の修築、維持及び管理は、地方公共団体が自主的に行う事務とする。但し、水産業協同組合が修築、維持及び管理を行うことを妨げない。

2 漁港管理者は、関係地方公共団体又は水産業協同組合の協議により定め、関係市町村及び水産業協同組合相互間において協議がととのわないうときは申請により府県が裁定し、府県を含む関係者の間において協議がととのわないうときは、申請により国が裁決する。

3 国は、国土総合開発の見地から漁港整備の基本計画を定め、地方公共団体に対し必要な勧告又は技術上の援助をなすこととすることとする。

府県、市町村又は水産業協同組合に対し右に準ずる措置を採ることが出来ることとする。

々 漁港修築事業に対する国庫補助及びこれに伴う国の関与については、別に検討することとする。

々 国は、重要漁港について漁港管理者との協議により直轄工事を行うことができることとする。

四 水産業協同組合

(関係法令) 水産業協同組合法

水産業協同組合については、農協協同組合の例による。

五 漁船保険

(関係法令) 漁船保険法

漁船保険の再保険事業は、現行通り国が行うものとする。

漁船保険組合については、農協天澤組合連合会の例による。

第八 商工行政

一 鉱業

(関係法令) 鉱業法、砂鉱法、石油資源開発法、鉱山保安法

鉱業に関する行政は、現行通り国の事務とする。

二 電気

(関係法令) 電気事業再編成令、公益事業令、自家用電気工作物施設規則、電気用品取締規則

電気行政に関する事務は、国の事務とするが、自家用発電所を有し、電力融通契約によって一般配電と密接な関係をもつものを除く小規模の自家用電気工作物の監督、電気用品の取締、工場事業場及び一般消費者に関する電気保安の事務は、府県の事務とする。

2 国は、府県が行う電気に関する事務について、一般的基準を設定し、及び技術上の援助をなすことができるものとする。

三 瓦斯

(関係法令) 公益事業令、自家用瓦斯製造事業等取締規則

1 瓦斯事業に関する事務は、府県の事務とするが、供給区域が二府県以上にわたる事業に関する事務については必要があるときは、関係府県の協議によるものとし、協議がととのわぬときは、国が裁定する。

2 国は、瓦斯料金の決定をなし、事業の規制について一般的な基準を設定し、府県に対し技術上の援助をなし、及び勧告をすることが出来る。

四 度量衡

(関係法令) 度量衡法

1 国は、度量衡の原器の保管、単位の設定、比較検査及びきわめて高度の技術を要する検定(現在の甲種検定の範囲を更に縮小する。)のみを行う。

2 府県は、国が行う事務を除いたすべての事務、すなわち度量衡器の製作、修繕販売の登録、度量衡器の検定(きわめて高度の技術を要する検定を除く。)及びこれらの取締(度量衡の計量の取締を含む。)並びに工場及び店舗等の臨時検査を行う。

3 市町村のうち度量衡器及び度量衡の計量の取締について施設及び技術者を有する

たて

えん

ものは、当該取締の事務を行うことが出来る。

4 国は、府県及び市町村の行う事務について、一般的基準を設定し、府県及び市町村の求めに応じて技術上の援助を行う外、取締に関して必要な勧告をすることが出来るものとする。

五 火薬類等の取締

(関係法令) 火薬類取締法、圧縮瓦斯液化瓦斯取締法

1 火薬類取締の事務は、府県の事務とする。

2 国は、火薬類の事業及び保安の全般について、技術上の一般的基準を定め、及び技術上の援助を行うこととする。

3 国は、保安上必要がある場合には、府県に対し、事業の停止、販売の禁止、処分命令等必要な措置を採るべき旨の勧告をなし、緊急の必要がある場合に府県がその措置を怠っているときには、別紙に述べる手続により、府県の処分、取消、変更又は代執行をなすことが出来る。

4 圧縮ガス液化ガス等の取締事務は、火薬類の取締事務に準ずるものとするが、3に定めるような権力的関与は、認めないこととする。

六 熱管理

(関係法令) 臨時物資需給調整法、熱管理規則

熱管理に関する事務は、第一次的に府県が行う事務とし、国は、これに協力するものとするが、現行の画一的方法を改めて、業者の希望によって適宜実施するものとする。

七 中小企業

(関係法令) 中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律

1 中小企業等協同組合法による組合のうち、府県の区域を地区とする信用協同組合(連合会を含む。)及び府県の区域を地区とする組合に関する事務は、国の事務とし、その他の組合に関する事務は、府県の事務とする。

2 中小企業の振興に関する事務は、地方公共団体を主体として行い、国は、基本方針の決定、情報の提供、金融の改善等によりこれに協力するものとするが、なるべく二重行政の弊を避けるものとする。

第九 運輸行政

一 道路運送

(関係法令) 道路運送法

1 一般の自動車運送事業のうち、乗合旅客自動車及び定路線貨物自動車運送事業の監督は国、貸切旅客自動車及び定路線貨物自動車運送事業の監督は府県の事務とする。特定者の需要に応ずるための自動車運送事業については、旅客、貨物をつうじ、すべて府県の事務とする。但し、国は、府県の事務とされた自動車運送事業について必要があるときは、運賃、料金の調整を行うことができる。

2 自動車の登録、車輛検査、自家用自動車の使用規制及び自動車道事業の監督は、府県の事務とする。

3 輕車輛運送事業の監督及び輕車輛の車輛検査は、市町村の事務とする。

4 国は、地方公共団体に対し必要な基準を定め、報告を徴し、技術上の援助を行うほか、事務の実施に関し必要な勧告を行うものとする。

二 地方鉄道及び軌道

(関係法令) 地方鉄道法、軌道法

地方鉄道及び軌道事業の監督は、国の事務とする。

三 道路運送審議会及び府県陸運事務所

一 現在道路運送事業に対する諮問機関として陸運局ごとに置かれていた道路運送審議会の性格を改め、たんに道路運送事業のみならず地方鉄道、軌道を含めて広く陸上輸送全般について国が重要な処分を行う場合に諮問することににより、地方公共団体の意向を国の行政に反映させるようにする。

二 府県陸運事務所は、完全な府県の部課とし、現在の国家公務員たる地方事務官及び地方技官の制度を廃止する。

四 港則

(関係法令) 港則法

港則に関する事務は、港湾管理者の事務とする。現在の国の出先機関たる港長は、これを廃止する。

第十 土木行政

一 河川

(関係法令) 河川法

一 河川を国河川、府県河川及び市町村河川の三種とする。

二 河川行政をすべて国の行政とする従来の建前を改め、国河川は国、府県河川は府県、市町村河川は市町村がそれぞれその区分に従い、一水系ごとに総合的に工事の施行、維持その他一切の管理の責任を持つものとする。

三 数府県にまたがる河川を国河川とする。但し、一府県の区域内を流れる河川であつても国の利害に特に密接な関係を有するものについては、国河川とすること及びするみずも考慮する。

四 一府県の区域内を流れる河川は府県河川、一市町村の区域内を流れる河川は市町村河川とする。

五 国河川に要する費用は国、府県河川に要する費用は府県、市町村河川に要する費用は市町村がそれぞれ負担する。但し、国河川及び府県河川の工事に要する費用に

つては、その工事により利益を受ける地方公共団体に対し、利益を受ける限度に
ついて負担金を課することはしない。なお、工事に対する国庫補助金につ
いては、別に検討する。

6 現在主務大臣が府県知事及び市町村長に対し、並に府県知事が市町村長に対
して有する一般的な監督権は廃止し、国の府県河川及び市町村河川に対し、府
県の市町村河川に対する関与は、技術上の援助、国河川府県河川に関連する事項に
ついて必要のある場合に助言及び勧告すること等にとどめるところとする。

二 砂防

（関係法令） 砂防法

1 砂防行政をすべて国の行政とする従来の建前を改め、国河川に影響を及ぼす砂防
については国、府県河川に影響を及ぼす砂防については府県、市町村河川に影響を
及ぼす砂防については市町村が、それぞれその区分別に従い砂防指定地を指定し、土地
の監視、砂防設備の管理及び維持並に砂防工事を行う責任を有するものとする。

2 砂防に要する経費は、砂防指定地を指定した国、府県、市町村がそれぞれ負担す

る。但し、砂防工事に対する国庫補助金については、別に検討する。

3 現在主務大臣が府県知事及び市町村長に対し、並に府県知事が市町村長に対
して有する一般的な監督権は廃止し、国は府県及び市町村の行う砂防に、府県
は市町村の行う砂防に関し、助言及び勧告をし、並に技術上の援助をすることが
できるものとする。

三 道路

（関係法令） 道路法、道路の修繕に関する法律

1 道路を、国道、府県道、市道及び町村道の四種とする。

2 国道については、路線の認定及び区域の決定並に新設及び改築工事を国の責任
とし、その他の維持管理を府県（五大市の区域にあつては五大市。）の責任とする。
3 府県道は府県、市道は市、町村道は町村が、それぞれその区分別に従い、その新設
改築、修繕、維持その他一切の管理の責任を有するものとする。

4 国道は、現在の国道のうち国民経済上及び国土保安上必要な数個の幹線のみに限
定する。

- 5 国道又は府県道の具體的道路網は、国土計画又は地方計画の一環として決定する。
- 6 現在主務大臣が府県知事及び市町村長に対し、並に府県知事及び市町村長に対して有する一般監督権は廃止し、国は路線認定、道路構造等について最小限度の基準を法定する外、国は府県及び市町村に対し、府県は市町村に対して、技術上の援助とし、助言及び勧告をすることができるものとする。
- 7 国道に要する費用（府県（五大市）の責任とされる部分に要する費用を除く。）は、国、国道の維持及び管理並に府県道に要する費用は府県（五大市）、市道、町村道に要する費用は市町村が、それぞれ負担する。但し、国道及び府県道の工事に要する費用については、その工事により利益を受ける地方公共団体に対し利益を受ける限度において負担金を課することはさしつかえない。なお、工事に対する国庫補助金については、別に検討する。
- 8 市は、市内の府県道と市道とをみわけて、その管理及び経費負担の責任者となることとすることができるものとする。

四 都市計画

（関係法令） 都市計画法、特別都市計画法、広島平和記念都市建設法、長崎国際文化都市建設法、首都建設法、旧軍港都市転換法、別府国際観光温泉文化都市建設法、横浜国際港都建設法、京都国際文化観光都市建設法等

1 都市計画及び都市計画事業は、市町村の事務とし、市町村が自主的に決定し、執行する建前に改める。

2 都市計画区域が二以上の市町村にまたがる場合は、関係市町村の協議によって行うこととする。

3 市町村が都市計画を作成した場合には、国及び府県に報告しなければならないこととし、国又は府県は、国土計画又は地方計画の見地から検討して、市町村に対し計画の調整上必要な助言又は勧告をすることとすることができるものとする。

4 市町村は、その都市計画及び都市計画事業に関し、国又は府県に技術上の援助を求めることができるものとする。

5 府県は、社会的経済的に一体となす地域について、関係市町村の同意を得て、区域を定め広域計画を作成することとすることができる。この場合は、関係市町村の都市計画は、

これに順応しなければならぬとする。

6 都市計画及び都市計画事業に要する経費については、原則として当該市町村の負担とする。但し、工事に対する国庫補助金については、別に検討する。

7 都市計画及び都市計画事業を市町村の事務としたことに伴い、都市計画に關し一の地方公共団体のみに適用される特別法は、原則として設けなからしむべきことと望ましく、国の地方公共団体に対するこの種の援助又は助成は、地方自治を阻害するものにならぬ限り、或る場合のみに限定すべきである。

(附) 国土計画、地方計画については、おおよそ現行国土総合開発法の建前による。

五 屋外広告物

(関係法令) 屋外広告物法

屋外広告物等の制限に関する事務を府県の事務とする建前を改め、市町村の任意に行う事務とする。但し、国がその制限の限度を法定することは妨げない。

六 公有水面埋立

(関係法令) 公有水面埋立法

1 公有水面の埋立に関する事務は、府県の事務とする。

2 国河川に影響を及ぼすような公有水面の埋立の免許については、国と協議することとする。外、国が府県に対する関与は、廃止する。

3 公有水面の埋立の免許にあつては、府県は、地元市町村及び公有水面の管理者の意見を徴しなければならないこととする。

七 建築規制

(関係法令) 建築基準法

1 建築行政は、原則として府県及び市の責任とする。

2 市は当該市の区域内において、府県は当該府県の区域内で市を除く部分において、建築行政を行う。但し、都市計画を施行する町村は、建築行政を自ら行うこととすべきこととする。

3 町村(前項但書の町村を除く。)の区域内においては、特殊建築物及び大規模の建築物以外の建築物については、法的規制は行わないこととする。

又 建築主事に地方公共団体の長から譲渡した独立の権限を行使させる制度は、廃止する。

五 国は、建築物の敷地、構造、設備、地域、地区等について最小限度の基準を定めるが、国は府県に対し、府県は市町村に対して、必要に応じて、報告を求め、報告を徴する等非権力的な関与をすることとすることができる。

第十一 その他

統計

(関係法令) 統計法

一 国の作成する指定統計調査は、現行通り国の責任とし、必要に応じ、その調査を地方公共団体の機関に委任することとすることができる。

二 国が指定統計調査以外の統計調査について、地方公共団体に申告若しくは報告又は資料の提出を求める場合は、統計委員会の承認を要することとし、統計委員会は調査の重複及び地方公共団体に対する不必要な負担を避けるように調整を行わなければならないこととする。

三 地方公共団体の作成する統計調査のうち国が特に必要と認めるものについては、地方公共団体との協議により、その内容、調査方法等を定めることとすることができる。

四 国は、地方公共団体の行う統計調査について、統計の改善発達に関し、勧告をし、及び必要な技術上の援助を与えることとすることができる。

二 選挙（最高裁判所裁判官の国民審査を含む。）

(関係法令) 公職選挙法、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、最高裁判所裁判官国民審査法、地方自治法

一 国会議員の選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査に関する事務は、国の責任とし、その事務の一部を地方公共団体の選挙管理委員会に委任することとすることができる。憲法第九十五條及び第九十六條第一項の規定による投票についても、また、同様とする。

二 一に掲げる事務に要する経費は、国が負担するものとする。

3 地方公共団体の公職の選挙に関する事務は、当該地方公共団体の責任とする。

三 戸籍及び寄留事務

(関係法令) 戸籍法、寄留法

1 戸籍に関する事務は、住民と密接な関係があり、且つ、完全に市町村の事務に同一化している現状にかんがみ、これを市町村の事務とする。

2 国は、戸籍の統一及び公証力を保障するため、戸籍訂正の許可、疑義に対する指示その他必要の調整を行うものとする。

3 寄留制度は、なるべく速かに廃止し、住民登録制度を実施する場合には、戸籍制度との調整に留意することが望ましい。

四 団体等規正令等に関する事務

(関係法令) 団体等規正令、解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令、外国人登録令、公職に関する就職禁止退職等に関する勅令、政治資金規正法、正規陸海軍将校又は陸海軍特別志願予備将校であった者の調査に関する件

団体等規正令等に関する事務は、国の機関で処理されることが望ましいが、やむを

えないものについては、地方公共団体の長にその事務の一部を委任することを妨げな

五 経済統制

経済統制は、本来臨時的な措置であり必要最小限度にとどめられなければならないが、現行制度を基とし行政の効率化を考えれば、左の通りにするべきである。

(一) 物資需給調整

(関係法令) 臨時物資需給調整法

1 指定生産資材の指定、全国的需給計画の作成、割当に関する基準の設定、全国的需配部門別及び業種別割当、府県別割当その他現在中央官庁が処理している事務は、国の責任とし、府県内の割当に関する事務は、府県知事に委任して行われる。

2 指定配給物資の割当配給に関する事務については、次の通りとする。

(1) 指定配給物資の指定、全国的需給計画の作成、割当配給に関する基準の設定、消費部門別及び府県別割当等に関する事務は、国の責任とする。

- (2) 市町村別の割当その他府県内の割当配給等に関する事務は、日常生活必需品の配給に関する事務を除き府県の責任とする。
- (3) 日常生活必需品の配給に関する事務は、市町村の責任とする。
- (4) 国は、府県又は市町村に対し必要を措置を勧告し、なお必要があるとき特別に速べる手続により、処分を取消、変更又は代執行をすることができることとする。

(二) 物価統制

〔関係法令〕 物価統制令、地代家賃統制令

- 1 国が割当配給を行う物資の価格の統制に関する事務は、現行通り国の責任とする。
- 2 現行の電気料金、運賃、保管料等々統制に関する事務は、現行通り国の責任とするが、将来は、当該事業に関する事務の一部として考慮することとする。
- 3 地代、家賃の統制に関する事務は、現行通り国の責任とする。

参考

地方行政調査委員会設置法（抜粋）

昭二四・一・三 法律、ヤニ一号

第三條 会議は、地方自治を充実強化して国政の民主化を推進するため、地方自治を基底とする市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整等に関する計画につき調査立案し、その結果を内閣及び内閣を経由して国会に勧告する。

2 前項の計画は、左に掲げる事項に関するものとする。

- 一 市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整
- 二 地方公共団体の機関に委任して行う事務の調整
- 三 前二号に掲げる調整に照応する国庫補助金等に関する制度の改正
- 四 前三号に掲げるものを除く外、市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整に伴い必要な事項

IX-45